	定期積金(楽楽定期積金)					
ح"	利用い	た	だける	る方	個人の方	
お	預	入	期	間	6 か月以上 5 年以内(1 か月単位での指定が可能)	
お		ħ	預入	方法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。	
	預 入		預入3	金額	10,000 円以上	
			預入	単 位	1,000 円単位	
払	払 戻		方	法	満期日以後に一括して払い戻します。	
お		息	適用3	<u>م</u> جاا	固定金利	
			<b>迴</b> 用 3	並 们	契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。	
	利		利払え	方 法	給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。	
			計算力	片 注	付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回	
				J 14	りを乗じて計算します。	
					・個人の給付補てん金には復興特別所得税が追加課税され、	
税	金			金	20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります	
					(なお、マル優は利用できません)。	
手 数 料				料	_	
付加できる特約事項					・「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定	
				事 項	期預金の約定利率に 0.7%上乗せした利率)。	
					・普通預金等から自動振替による受入れができます。	
中途解約時のお取扱い					満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により	
					計算した利息とともに支払います。	
					①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合	
				扱い	解約日の普通預金利率	
					②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合	
					約定年利回り×60%	
					(ただし、解約日の普通預金利率を下限とします)	
金利情報の入手方法				方 法	利回りは店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
その他参考となる事項					・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期	
					間繰延べるか、または約定年利回り(1 年を 365 日とする日	
				事 項	割計算)の割合による遅延利息をいただきます。	
					・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算	
					します。	
			につい		預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本 1,000	
稻	全 促 🛚	金 :		, 7	万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の	
11月	亚体	犬		. (	口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合	
					計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます)。	
<u> </u>						